明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六二）　二

〔告　示〕

○構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（総務二八四）　一五

○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（同二八五）　一六

○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同二八六）　一三

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（同二八七）　一六

○簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件の一部を改正する件（同二八八）　一七

○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同二八九）　一六

○三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部を改正する件（同二九〇）　一九

○別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件の一部を改正する件（同二九一）　一九

○九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（同二九二）　一〇

○デジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにＰＨＳの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同二九三）　一〇

○時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件（同二九四）　一三

○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同二九五）　一五

○周波数割当計画の一部を変更する件（同二九六）　一四

○係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示（海上保安庁三八）　一四

〔公　告〕

裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　一四

特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　一七

地方公共団体
押収物還付関係　一八

会社その他
会社決算公告　一八